

定 款

株式会社ティクアンドギヴ・ニーズ

平成13年8月15日 定款一部変更  
平成14年6月27日 定款一部変更  
平成15年6月27日 定款一部変更  
平成16年2月20日 定款一部変更  
平成16年6月18日 定款一部変更  
平成16年6月29日 定款一部変更  
平成17年6月28日 定款一部変更  
平成18年6月28日 定款一部変更  
平成19年6月27日 定款一部変更  
平成21年6月26日 定款一部変更  
平成24年6月28日 定款一部変更  
平成25年6月27日 定款一部変更  
平成27年6月26日 定款一部変更  
平成29年6月29日 定款一部変更  
平成30年6月26日 定款一部変更  
令和 3年3月30日 定款一部変更  
令和 3年6月25日 定款一部変更  
令和 4年6月24日 定款一部変更

目 次

第1章	総	則			
第2章	株	式			
第2章の2	優	先	株	式	
第3章	株	主	総	会	
第4章	取締役及び取締役会				
第5章	監査役及び監査役会				
第6章	会	計	監	査	人
第7章	計		算		

## 第1章 総 則

### (商 号)

第1条 当会社は、株式会社テイクアンドギヴ・ニーズと称し、英文では、TAKE AND GIVE. NEEDS Co., Ltd. と表示する。

### (目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 冠婚葬祭の式場の経営並びに宴会場及び集会場の斡旋
2. 国内外の結婚披露宴の企画、運営及び管理
3. 飲食店の経営
4. 写真業、印刷業、クリーニング業及びこれらの斡旋
5. 冠婚葬祭に必要な物品の販売
6. 衣料品、装身具及び貴金属製品の賃貸及び販売
7. 理容店及び美容室の経営
8. ビューティーサロン及びエステティックサロンの経営
9. 旅行業法に基づく旅行業
10. 出版物の企画、発行及び販売
11. ブライダルコーディネーター育成のための教室の経営
12. 各種イベント・キャンペーン等販売促進に関する行事の企画及び立案
13. 広告、宣伝に関する企画及び制作
14. ホテル・レストラン等の配膳給仕人の紹介
15. ケータリングサービス業
16. 酒類の販売
17. ホテル経営
18. 経営コンサルタント業
19. 損害保険代理店業及び生命保険の募集に関する業務
20. 展示場、遊技場、興行場及びスポーツ施設の経営
21. コンピュータシステム並びにコンピュータソフトウェアの企画、開発、制作、販売及び保守管理の受託
22. 一般労働者派遣事業
23. 不動産の賃貸業
24. 保育所の経営
25. 古物商
26. 有料職業紹介事業
27. 仲介業、結婚紹介業、結婚相談所の経営
28. 生花、造花、ドライフラワー、観葉植物等の花卉類（フラワー・アレンジメント製品を含む）、服飾雑貨、室内装飾品、日用品雑貨の販売
29. 家事等支援業務及びその代行、請負業務
30. インターネットを利用した通信販売業
31. 前各号に付帯する一切の業務

### (本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都品川区に置く。

### (機 関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告により行う。但し、事故その他やむを得ない事由により電子公告を行うことができないときは、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、24,912,000 株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、普通株式 24,912,000 株、第一種優先株式 2,000 株、第二種優先株式 1,000 株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の普通株式の単元株式数は 100 株とし、第一種優先株式及び第二種優先株式の単元株式数は 1 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第9条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(自己の株式の取得)

第10条 当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は株主名簿管理人を置く。

(株式取扱規則)

第12条 当会社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規則による。

### 第2章の2 優先株式

## (第一種優先株式)

第12条の2 当会社の発行する第一種優先株式の内容は次のとおりとする。

## 1. 優先配当

- (1) 当会社は、剰余金の期末配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第一種優先株式を有する株主(以下「第一種優先株主」という。)又は第一種優先株式の登録株式質権者(以下「第一種登録株式質権者」という。)に対し、第4項第(1)号に定める支払順位に従い、第一種優先株式1株につき88,000円(以下「第一種優先配当金」という。)を剰余金の期末配当として支払う。但し、当該基準日の属する事業年度において次項に定める第一種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額を支払う。
- (2) ある事業年度において、第一種優先株主又は第一種登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当(当該事業年度より前の各事業年度に係る第一種優先配当金につき本号に従い累積した第一種累積未払配当金(以下に定義される。)の配当を除く。)の総額が当該事業年度に係る第一種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積する。この場合の累積額は、当該事業年度の翌事業年度の初日(同日を含む。)以降、実際に支払われた日(同日を含む。)まで、第一種優先株式1株につき88,000円に対して年率8.8%の利率で1年毎の複利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、1年を365日とした日割り計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。本号に従い累積する金額(以下「第一種累積未払配当金」という。)は、前号又は次項に定める剰余金の配当に先立ち、第一種優先株式1株につき第一種累積未払配当金の額に達するまで、第一種優先株主又は第一種登録株式質権者に対して金銭による配当を行う。
- (3) 第一種優先株主又は第一種登録株式質権者に対しては、第一種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。

## 2. 優先中間配当

当会社は、中間配当を行うときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第一種優先株主又は第一種登録株式質権者に対し、第4項第(1)号に定める支払順位に従い、第一種優先株式1株につき44,000円(以下「第一種優先中間配当金」という。)を中間配当として支払う。

## 3. 残余財産の分配

- (1) 当会社は、残余財産を分配するときは、第一種優先株主又は第一種登録株式質権者に対し、第4項第(1)号に定める支払順位に従い、第一種優先株式1株につき1,000,000円に第一種累積未払配当金(残余財産の分配が行われる日(以下「分配日」という。)を実際に支払われた日として第1項第(2)号に従い計算される額の合計額とする。)及び経過未払配当金(分配日を剰余金の配当基準日と仮定し、分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から分配日(同日を含む。)までの日数につき日割り計算により得られた第一種優先配当金の額から、分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。)以降に支払われた第一種優先中間配当金がある場合における第一種優先中間配当金を控除した金額をいう。なお、当該計算は、1年を365日とした日割り計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。)を加えた金額の金銭を支払う。但し、本号においては、分配日が配当基準日の翌日(同日を含む。)から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみなして第一種累積未払配当金を計算する。
- (2) 第一種優先株主又は第一種登録株式質権者に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。

#### 4. 優先順位

- (1) 当会社の普通株式、第一種優先株式及び第二種優先株式の剰余金の配当及び残余財産の分配の支払順位は、第一種優先株式を第1順位とし、第二種優先株式を第2順位とし、普通株式を第3順位とする。
- (2) 剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた按分比例の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

#### 5. 議決権

第一種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を有しない。

#### 6. 種類株主総会

- (1) 当会社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、第一種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。
- (2) 第一種優先株式については、会社法第199条第4項及び第238条第4項の規定による種類株主総会の決議を要しない。

#### 7. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

- (1) 当会社は、法令に別段の定めがある場合を除き、第一種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。
- (2) 当会社は、第一種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与える、また、株式無償割当て、または新株予約権の無償割当ては行わない。

#### 8. 金銭を対価とする取得請求権

第一種優先株主は、いつでも、当会社に対して、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、第一種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができる（当該請求をした日を、以下「第一種金銭対価取得請求日」という。）。

第一種優先株式に付された金銭を対価とする取得請求権が行使された場合に交付される1株当たりの金銭の額は、第一種優先株式1株当たりの払込金額である1,000,000円に第一種累積未払配当金（第一種金銭対価取得請求日を実際に支払われた日として第1項第(2)号に従い計算される額の合計額とする。）相当額及び経過未払配当金（第一種金銭対価取得請求日を剰余金の配当基準日と仮定し、第一種金銭対価取得請求日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から第一種金銭対価取得請求日（同日を含む。）までの日数につき日割り計算により得られた第一種優先配当金の額から、第一種金銭対価取得請求日の属する事業年度の初日（同日を含む。）以降に支払われた第一種優先中間配当金がある場合における第一種優先中間配当金を控除した金額をいう。なお、当該計算は、1年を365日とした日割り計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。）を加えた額とする。

#### 9. 金銭を対価とする取得条項

当会社は、いつでも、当会社の取締役会が別途定める日（以下「第一種強制償還日」という。）が到来することをもって、第一種優先株主の意思にかかわらず、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、第一種優先株式の全部又は一部を取得することができる。

第一種優先株式に付された金銭を対価とする取得条項に基づく取得を行う場合に交付される1株当たりの金銭の額は、第一種優先株式1株当たりの払込金額である1,000,000円に第一種累積未払配当金（第一種強制償還日を実際に支払われた日として第1項第(2)号に従い計算

される額の合計額とする。) 相当額及び経過未払配当金(第一種強制償還日を剩余金の配当基準日と仮定し、第一種強制償還日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から第一種強制償還日(同日を含む。)までの日数につき日割り計算により得られた第一種優先配当金の額から、第一種強制償還日の属する事業年度の初日(同日を含む。)以降に支払われた第一種優先中間配当金がある場合における第一種優先中間配当金を控除した金額をいう。なお、当該計算は、1年を365日とした日割り計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。)を加えた額とする。また、第一種優先株式を一部取得する場合、比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法による。

## 10. 普通株式を対価とする取得条項

### (1) 普通株式対価取得条項

当会社は、2026年4月1日以後、いつでも、当会社の取締役会が別途定める日(以下「第一種強制一斉転換日」という。)が到来することをもって、第一種優先株主の意思にかかわらず、法令の許容する範囲内において、当会社の普通株式を対価として、第一種優先株式の全部を取得することができる。

### (2) 第一種優先株式の取得の引換えに交付する普通株式の数

当会社は、第一種強制一斉転換日において、第一種優先株主に対して、当該第一種優先株主が有する第一種優先株式の数に、第一種優先株式1株当たりの払込金額である1,000,000円を乗じて得られる額を次号及び第(4)号において定める一斉転換価額で除した数の当会社の普通株式を交付する。第一種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。なお、当該端数については会社法第234条によって端数相当額の代金が交付される。

### (3) 当初一斉転換価額

一斉転換価額は当初626.2円とする。

### (4) 一斉転換価額の調整

(i) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり一斉転換価額を調整する。

- (a) 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により一斉転換価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。)」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。)」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後一斉転換価額} = \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}} \times \text{調整前一斉転換価額}$$

調整後一斉転換価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日)以降これを適用する。

- (b) 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、一斉転換価額を調整する。

$$\text{調整後一斉転換価額} = \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}} \times \text{調整前一斉転換価額}$$

調整後一斉転換価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

- (c) 下記(iv)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当会社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本(c)において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「一斉転換価額調整式」という。）により一斉転換価額を調整する。一斉転換価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後一斉転換価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当会社が保有する普通株式の数」、「当会社が保有する普通株式の数」は「処分前において当会社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後一斉転換価額} = \text{調整前一斉転換価額} \times \frac{\begin{array}{r} \text{新たに発行する} & 1\text{株当たり} \\ (\text{発行済普通株式数} \quad \text{普通株式の数} \quad \times \text{払込金額}) \\ - \text{当会社が保有する} \quad + \quad \hline \\ \text{普通株式の数}) & \text{普通株式1株当たりの時価} \end{array}}{(\text{発行済普通株式数} - \text{当会社が保有する普通株式の数}) \\ + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

- (d) 当会社に取得をさせることにより又は当会社に取得されることにより、下記(iv)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本(d)において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本(d)において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、一斉転換価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後一斉転換価額とする。調整後一斉転換価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後一斉転換価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

- (e) 行使することにより又は当会社に取得されることにより、普通株式1株当たり

の新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本(e)において同じ。）の合計額が下記(iv)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本(e)において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、一斉転換価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後一斉転換価額とする。調整後一斉転換価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後一斉転換価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。但し、本(e)による一斉転換価額の調整は、当会社又は当会社の子会社の取締役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

(ii) 上記(i)に掲げた事由によるほか、下記(a)乃至(c)のいずれかに該当する場合には、当会社は第一種優先株主又は第一種登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後一斉転換価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、一斉転換価額の調整を適切に行うものとする。

(a) 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために一斉転換価額の調整を必要とするとき。

(b) 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の一斉転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(c) その他、発行済普通株式数（但し、当会社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって一斉転換価額の調整を必要とするとき。

(iii) 一斉転換価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(iv) 一斉転換価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後一斉転換価額を適用する日（但し、一斉転換価額を調整すべき事由について株式会社東京証券取引所が

提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日)に先立つ連続する30取引日の普通取引の売買高加重平均価格の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。

- (v) 一斉転換価額の調整に際し計算を行った結果、調整後一斉転換価額と調整前一斉転換価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、一斉転換価額の調整はこれを行わない。但し、本(v)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

#### 11. 譲渡制限

第一種優先株式を譲渡により取得する場合には、当会社の取締役会の承認を受けなければならぬ。

#### (第二種優先株式)

第12条の3 当会社の発行する第二種優先株式の内容は次のとおりとする。

##### 1. 優先配当

- (1) 当会社は、剰余金の期末配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第二種優先株式を有する株主(以下「第二種優先株主」という。)又は第二種優先株式の登録株式質権者(以下「第二種登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、第二種優先株式1株につき30,000円(以下「第二種優先配当金」という。)を剰余金の期末配当として支払う。但し、当該基準日の属する事業年度において次項に定める第二種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額を支払う。
- (2) ある事業年度において、第二種優先株主又は第二種登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当(当該事業年度より前の各事業年度に係る第二種優先配当金につき本号に従い累積した第二種累積未払配当金(以下に定義される。)の配当を除く。)の総額が当該事業年度に係る第二種優先配当金の額に達しないときは、その不足額(以下「第二種累積未払配当金」という。)は翌事業年度以降に累積する。この場合の累積額は、当該事業年度の翌事業年度の初日(同日を含む。)以降においては、年率3.0%の利率で1年毎の複利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、1年を365日とした日割り計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。第二種累積未払配当金は、前号又は次項に定める剰余金の配当に先立ち、第二種優先株式1株につき第二種累積未払配当金の額に達するまで、第二種優先株主又は第二種登録株式質権者に対して金銭による配当を行う。
- (3) 第二種優先株主又は第二種登録株式質権者に対しては、第二種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。

##### 2. 優先中間配当

当会社は、中間配当を行うときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第二種優先株主又は第二種登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第二種優先株式1株につき15,000円(以下「第二種優先中間配当金」という。)を中間配当として支払う。

##### 3. 残余財産の分配

- (1) 当会社は、残余財産を分配するときは、第二種優先株主又は第二種登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第二種優先株式1株につき1,000,000円に第二種累積未払配当金(残余財産の分配が行われる日を実際に支払われた日として第1項第(2)

号に従い計算される額の合計額とする。) 相当額及び経過未払配当金(残余財産の分配が行われる日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から残余財産の分配が行われる日(同日を含む。)までの日数につき日割り計算により得られた第二種優先配当金の額から、残余財産の分配が行われる日の属する事業年度の初日(同日を含む。)以降に支払われた第二種優先中間配当金がある場合における第二種優先中間配当金を控除した金額をいう。なお、当該計算は、1年を365日とした日割り計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。)を加えた額の金銭を支払う。

- (2) 第二種優先株主又は第二種登録株式質権者に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。

#### 4. 優先順位

第一種優先株式及び第二種優先株式の剩余金の配当及び残余財産の分配の支払順位は、第一種優先株式を第1順位とする。

#### 5. 議決権

第二種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を有しない。

#### 6. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

- (1) 当会社は、法令に別段の定めがある場合を除き、第二種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。
- (2) 当会社は、第二種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与える、また、株式無償割当て、または新株予約権の無償割当ては行わない。

#### 7. 金銭を対価とする取得請求権

第二種優先株主は、いつでも、当会社に対して、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、第二種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができる(当該請求をした日を、以下「第二種金銭対価取得請求日」という。)。

第二種優先株式に付された金銭を対価とする取得請求権が行使された場合に交付される1株当たりの金銭の額は、第二種優先株式1株当たりの払込金額である1,000,000円に第二種累積未払配当金(第二種金銭対価取得請求日を実際に支払われた日として第1項第(2)号に従い計算される額の合計額とする。)相当額及び経過未払配当金(第二種金銭対価取得請求日を剩余金の配当基準日と仮定し、第二種金銭対価取得請求日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から第二種金銭対価取得請求日(同日を含む。)までの日数につき日割り計算により得られた第二種優先配当金の額から、第二種金銭対価取得請求日の属する事業年度の初日(同日を含む。)以降に支払われた第二種優先中間配当金がある場合における第二種優先中間配当金を控除した金額をいう。なお、当該計算は、1年を365日とした日割り計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。)を加えた額とする。

#### 8. 普通株式を対価とする取得請求権

- (1) 普通株式対価取得請求権

第二種優先株主は、2023年4月1日から2026年3月31日までの間、いつでも、当会社に対して、次号に定める数の当会社の普通株式(以下「請求対象普通株式」という。)の交付と引換えに、その有する第二種優先株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下「普通株式対価取得請求」という。)ができるものとし、当会社は、当該普通株式対価取得請求に係る第二種優先株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を当該第二種優先株主に対して交付する。

## (2) 第二種優先株式の取得の引換えに交付する普通株式の数

第二種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、第二種優先株式1株当たりの払込金額である1,000,000円に第二種累積未払配当金（普通株式対価取得請求が行われた日を実際に支払われた日として第1項第(2)号に従い計算される額の合計額とする。）相当額及び経過未払配当金（普通株式対価取得請求が行われた日を剰余金の配当基準日と仮定し、普通株式対価取得請求が行われた日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から普通株式対価取得請求が行われた日（同日を含む。）までの日数につき日割り計算により得られた第二種優先配当金の額から、普通株式対価取得請求が行われた日の属する事業年度の初日（同日を含む。）以降に支払われた第二種優先中間配当金がある場合における第二種優先中間配当金を控除した金額をいう。なお、当該計算は、1年を365日とした日割り計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。）を加えた額に普通株式対価取得請求に係る第二種優先株式の数を乗じて得られる額を次号及び第(4)号において定める取得価額で除して得られる数とする。第二種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。なお、当該端数については会社法第167条第3項によって端数相当額の代金が交付される。

## (3) 当初取得価額

取得価額は当初626.2円とする。

## (4) 取得価額の調整

(i) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

- (a) 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以後これを適用する。

- (b) 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以後これを適用する。

- (c) 下記(iv)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当会社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権

付社債に付されたものを含む。以下、本(c)において同じ。)の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分離により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式(以下「取得価額調整式」という。)により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下「株主割当日」という。)の翌日以降これを適用する。なお、当会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当会社が保有する普通株式の数」、「当会社が保有する普通株式の数」は「処分前において当会社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\begin{array}{c} \text{新たに発行する} & & 1\text{株当たり} \\ (\text{発行済普通株式数} & \text{普通株式の数} & \times \text{払込金額}) \\ - \text{当会社が保有する} & + \hline \\ \text{普通株式の数} & & \text{普通株式1株当たりの時価} \end{array}}{(\text{発行済普通株式数} - \text{当会社が保有する普通株式の数}) \\ + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

- (d) 当会社に取得をさせることにより又は当会社に取得されることにより、下記(iv)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。)、かかる株式の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本(d)において同じ。)に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本(d)において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。
- (e) 行使することにより又は当会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産(金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本(e)において同じ。)の合計額が下記(iv)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。)、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当

てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本(e)において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

(ii) 上記(i)に掲げた事由によるほか、下記(a)乃至(c)のいずれかに該当する場合には、当会社は第二種優先株主又は第二種登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。

(a) 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

(b) 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(c) その他、発行済普通株式数(但し、当会社が保有する普通株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

(iii) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(iv) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日(但し、取得価額を調整すべき事由について株式会社東京証券取引所が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日)に先立つ連続する30取引日の普通取引の売買高加重平均価格の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。

(v) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、本(v)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

## 9. 金銭を対価とする取得条項

当会社は、いつでも、当会社の取締役会が別途定める日(以下「第二種強制償還日」という。)

が到来することをもって、第二種優先株主の意思にかかわらず、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、第二種優先株式の全部又は一部を取得することができる。

第二種優先株式に付された金銭を対価とする取得条項に基づく取得を行う場合に交付される1株当たりの金銭の額は、第二種優先株式1株当たりの払込金額である1,000,000円に第二種累積未払配当金相当額及び経過未払配当金（第二種強制償還日を剩余金の配当基準日と仮定し、第二種強制償還日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から第二種強制償還日（同日を含む。）までの日数につき日割り計算により得られた第二種優先配当金の額から、第二種強制償還日の属する事業年度の初日（同日を含む。）以降に支払われた第二種優先中間配当金がある場合における第二種優先中間配当金を控除した金額をいう。なお、当該計算は、1年を365日とした日割り計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。）を加えた額とする。また、第二種優先株式を一部取得する場合、比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法による。

## 10. 普通株式を対価とする取得条項

### (1) 普通株式対価取得条項

当会社は、2026年4月1日以降、いつでも、当会社の取締役会が別途定める日（以下「第二種強制一斉転換日」という。）が到来することをもって、第二種優先株主の意思にかかわらず、法令の許容する範囲内において、当会社の普通株式を対価として、第二種優先株式の全部を取得することができる。

### (2) 第二種優先株式の取得の引換えに交付する普通株式の数

当会社は、第二種強制一斉転換日において、第二種優先株主に対して、当該第二種優先株主が有する第二種優先株式の数に、第二種優先株式1株当たりの払込金額である1,000,000円に第二種累積未払配当金（第二種強制一斉転換日を実際に支払われた日として第1項第(2)号に従い計算される額の合計額とする。）相当額及び経過未払配当金（第二種強制一斉転換日を剩余金の配当基準日と仮定し、第二種強制一斉転換日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から第二種強制一斉転換日（同日を含む。）までの日数につき日割り計算により得られた第二種優先配当金の額から、第二種強制一斉転換日の属する事業年度の初日（同日を含む。）以降に支払われた第二種優先中間配当金がある場合における第二種優先中間配当金を控除した金額をいう。なお、当該計算は、1年を365日とした日割り計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。）を加えた額を乗じて得られる額を次号において定める一斉転換価額で除した数の当会社の普通株式を交付する。第二種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。なお、当該端数については会社法第234条によって端数相当額の代金が交付される。

### (3) 当初一斉転換価額

一斉転換価額は当初626.2円とする。

### (4) 一斉転換価額の調整

一斉転換価額は第8項第(4)号に準じて調整する。なお、この場合には、「取得価額」を「一斉転換価額」、「調整前取得価額」を「調整前一斉転換価額」、「調整後取得価額」を「調整後一斉転換価額」、「取得価額調整式」を「一斉転換価額調整式」とそれぞれ読み替える。

## 11. 譲渡制限

第二種優先株式を譲渡により取得する場合には、当会社の取締役会の承認を受けなければならない。

(基準日)

第13条 当会社は、毎年3月31日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集の時期)

第14条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集する。

(招集権者及び議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長が招集し、その議長となる。

② 代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(決議方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(参考書類等の電子提供措置等)

第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。

② 当会社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載しないこととすることができる。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権行使することができる。

② 前項の株主又は代理人は、株主総会ごとに、代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(種類株主総会)

第18条の2 第13条の規定は、定時株主総会において決議する事項が、当該決議のほか、種類株主の決議を必要とする場合における当該種類株主総会に準用する。

② 第15条、第17条及び第18条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。

③ 第16条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議について、第16条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議について、それぞれ準用する。

## 第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第19条 当会社の取締役は10名以内とする。

(選任)

第20条 取締役の選任決議は、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を

有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- ② 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- ② 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長が招集し、その議長となる。

- ② 代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。

(取締役会の決議)

第25条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会規程)

第26条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第28条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く)との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

## 第5章 監査役及び監査役会

### (員数)

第29条 当会社の監査役は5名以内とする。

### (選任)

第30条 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

### (任期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期株主総会の終結の時までとする。

② 補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

### (常勤監査役)

第32条 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。

### (監査役会の招集通知)

第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

### (監査役会規程)

第34条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

### (報酬等)

第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

### (監査役の責任免除)

第36条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

## 第6章 会計監査人

### (会計監査人の責任限定契約)

第37条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいず

れか高い額とする。

## 第7章 計 算

### (事業年度)

第38条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

### (剰余金の配当等の決定機関)

第39条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

### (剰余金の配当基準日)

第40条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

### (中間配当)

第41条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、中間配当をすることができる。

### (配当金の除斥期間)

第42条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

### (附則)

1. 変更前定款第17条（参考書類等のインターネット開示）の削除及び変更後定款第17条（参考書類等の電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第17条はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。